



おおにし・とよみ＝第6代会長。1951年大阪府生まれ。73年法政大卒業後、更生施設大阪府みなと寮に入職し、2011年社会福祉法人みなと寮理事長に。現在大阪府内で5カ所の救護施設を含めた12施設を経営。趣味は高校野球などのアマチュアスポーツ観戦。

- 困窮者の居場所に施設活用
- 中間的就労をすべての施設で実施
- 措置費の弾力運用で地域活動を

今回の社会福祉法の改正は、措置施設である救護施設も変わるべきというメッセージを受け取った。

救護施設のアイデンティティーは、身体や精神に障害があり、経済的な問題も含めて日常生活を送るのが困難な人たちが安心して生活するために必要な支援を行うことだ。ほかの施設のように支援対象が限定されていない。

今、国を挙げて生活困窮者の課題に取り組むにあたり、救護施設を持つ専門性を施設内だけでなく、

大西 豊美 会長

く、広く社会で展開することこそ時代に求められている。

既に全救協では、2013～15年度に救護施設が今後行うべき事項をまとめた第1次行動指針を策定し、着実に成果を上げていく。循環型セーフティネット施設として、利用者の地域移行は、ほぼすべての施設が実施。また、策定前は3割だった救護施設の退所者を見守る取り組みは8割が実施するようになった。

依存症者などさまざまな人の受け入れも進みつつある。現在は、16年度から2年にわたる第2次行動指針のもと、生活困窮者への就労支援などに力を入れている。具体的には、一般就労が難しい人に清掃などをしてもらおう「中間的就労」をすべての救護施設が行う。また、地域の相談支援ネットワークに積極的に参画することも目指していく。

救護施設をさらに地域に開放し、生活困窮者など人々の居場所として、救護施設を活用したい。こうした取り組みの費用は補助金などではなく、社会福祉法人が自前の資金で行うものだと考えている。

措置施設という特性上、毎年度予算の一定割合しか充てられない。措置費を大幅に上げてほしいと主張するつもりはないが、各救護施設が少しでも自らの創意工夫をして地域のために行う公益活動ができるよう、ヒトとモノを弾力的に使えるようにしてほしい。また、措置施設は利用者以外の人へ支援を提供

最後の拠り所原点回帰

全国救護施設協議会

団体メモ

救護施設相互の連絡調整などを目的として1961年に設立。制度や施策の充実改善に向けた調査研究や利用者へのサービスの質向上のための研修事業などを実施している。加入施設は183施設。1万7000人の利用者が入所しており、その9割が何らかの障害を抱えている。5700人の職員が働く。